

第 22 回長野県公文書審議会 議事録

開催日時 令和 7 年 1 月 21 日（火） 午後 1 時 00 分から午後 5 時 30 分まで

開催場所 長野県松本合同庁舎 204 号、205 号会議室

出席者

【委員】 神戸会長、伊佐治委員、瀬畑委員、依田委員

【事務局】 （総務部情報公開・法務課）土屋企画幹兼課長補佐ほか 5 名

1 開会

（神戸会長）

ただいまから、第 22 回長野県公文書審議会を開催させていただきます。なお、赤川委員から欠席する旨の連絡をいただいておりますが、過半数の委員が出席しておりますので、会議を開催させていただきます。

2 会議事項

(1) 令和 6 年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取

（神戸会長）

それでは早速ですが 2 の会議事項に入ります。会議事項(1)令和 6 年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

（資料 1、2-1、2-2、2-3、2-4 について説明）

- ◇ 今回の審議会では、知事部局のファイルのうち前回未審議分の 58 件、さらに、今回新たに対象とした 11,709 件の審議を行っていただく。
- ◇ 今回の審議会では現物確認をしていただくファイル数は 145 件。そのうち 87 件が今回新たに対象とした総務部、観光スポーツ部、建設部のファイルで、58 件が前回未審議分の農政部、林務部のファイル。
- ◇ 資料 1 のスライド 4 の審議結果について、第 20 回の廃棄不適當件数に誤りがあったため修正を行った。主には、学校要覧等の学校に関するものについて、廃棄不適當理由が別表付表に該当するものを、別表(5)の件数として集計してしまっていたものを修正。

（神戸会長）

ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見御質問があれば御発言をお願いいたします。

【意見なし】

(神戸会長)

前回未審議の 58 件と今回新たに用意していただきました知事部局のファイルの現物確認を行ってまいります。

皆様には効率的な現物確認をお願いしたいと思っておりますので、これまでと同様の方法をお願いいたしますが、念のため確認いたします。

各委員が希望するファイルを自由に確認する方法とさせていただきます。1 名でもファイルを確認していればそのファイルは審議会として確認したとみなします。1 名でもファイルを確認したということを明確にするために、現物確認が済んだものについては事務局から配布される一覧表に各自チェックを入れ、ファイルの背表紙に付いている付せんを外してください。委員全員でファイルの内容を確認する必要がある場合は、各自現物確認時に該当ページに付せんを貼っていただき、事務局が用意したコンテナの方に移動させてください。当該ファイルは、この後の審議の際に各委員から適宜御発言をいただき、全員で確認を行いたいと思っております。

また、先ほど事務局から説明があったように、部局ごとに審議を行っていききたいため、前回未確認分の農政部と林務部のファイルから優先的に現物確認をお願いしたいと思います。

現物確認の時間は 3 時 15 分までとし、終了 10 分前となりましたら事務局から連絡をしていただくようにします。

以上のような進め方にしたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

それでは現物確認を行います。204 号会議室で各自確認をお願いします。先ほど事務局からも御説明がありましたが、今回を含めて残り 2 回の審議会で廃棄審議を終了したいと考えておりますので、委員の皆様には可能な限り建設部のところまでは全て確認いただきますようお願いいたします。

【現物確認】

【休憩】

(神戸会長)

再開させていただきます。始めに、審議の順番ですが、最初に、前回未審議のファイルの審議、次に、今回新たに用意していただいたファイルの審議としたいと思っております。よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

前回未審議の農政部、林務部のファイルについて、およそ 40 分間を目途に審議を行います。確認いただきましたファイルのうち、廃棄不相当と考えるものについて、委員の意見を求めます。発言する際には、通し番号を述べてから廃棄不相当とする理由を簡潔に御発言ください。また、意見のなかったファイルにつきましては、廃棄相当と判断してよいか、最後一括してお諮りいたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、名簿順に伊佐治委員から御発言をお願いします。

(伊佐治委員)

廃棄不相当でよろしいのではないかとというのが 1 件と、判断に迷ったものが 2 件ありますので、その 2 件については現物を御覧いただきたいと思います。

まず、廃棄不相当としたものが、通し番号の 70 番、森林政策課の信濃川水系長野県域河川整備計画で、5 年保存になっているものです。この文書自体は計画をこのように決定したいという決裁文書になっていて、事務局の方に調べていたのですが、計画そのものは電子データでしか残っていないということでしたので、(2)ア(ウ)(a)、計画等の策定又は改定に関する最終的な決裁文書ということで、廃棄不相当でよいのではないかと思います。

(神戸会長)

伊佐治委員から御意見いただきましたが、何か御意見御質問はございますでしょうか。決裁文書だということですので、御意見のとおり、廃棄不相当ということでもよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

続きましてをお願いします。

(伊佐治委員)

次に、判断に迷っているものということで、連番の 53 番、農地整備課の公共事業評価結果書(事業評価・個別箇所評価)です。5 年保存のものですが、これは県が実施する国庫補助事業又は県費の単独事業の外部評価ということで、評価委員会がありましてその評価を受けている内容になります。対象になる部局というものがありまして、環境部、農政部、林務部、建設部、企業局の先ほど申し上げたような公共事業が評価の対象になっているということで、この文書はそのうちの農地整備課のものなので、農政部の部分だと思えます。

これについては、付表の(6)スのその他ということで、5年保存とされているようですが、迷った点としては、付表の(6)イ、公共事業の実施に関する公文書の中で、顕著な効果をもたらし、又は話題性に富んだ事業に関するもので、(e)事業の評価に関するものは移管、と書かれています。この内容が、顕著な効果をもたらし、又は話題性に富んだ事業に関するものなのかというところは少し迷うところがあります。ちなみに、事務局の方に調べていただいたのですが、この公共事業評価結果書というファイルが廃棄対象に出てきたのは今回が初めてのようでした。中身を見ていきますと、県民生活に関わる地域の状況等が分かる添付資料が付いていたということで、そこが迷ったところです。

もう一点は、79番の森林づくり推進課の鳥獣保護区設定計画です。これについては、20年保存のもので今回廃棄として入ってきているもので、平成14年度の資料ということです。

これは、鳥獣保護区の設定に関わる資料なのですが、関係者への意見聴取を行っておりまして、鳥獣保護区ですとか、銃で猟をしてもよいという銃猟区域のうち禁猟とする区域などいくつか区分があります。意見の中で、少年自然の家という施設があつて、その施設の関係者はその区域を銃猟の禁止区域にしてほしいということですが、地元と調整をしている中で地元からの意見や調整の経過が一緒になっているものでした。少し判断に迷いましたので、現物を御覧いただきたいと思います。

【現物確認】

(神戸会長)

伊佐治委員からまとめていただけますでしょうか。

(伊佐治委員)

79番について、別件で同様のものを依田委員が確認しているとのことですので、それを見てからとしたいと思いますので、保留とします。

それから53番については、農地整備課のものを見ましたが、全体を統括している総務部の担当部署のところで同じような資料がないかを調べていただいた上で判断することとさせていただきます。

(神戸会長)

保留ということで先に進めさせていただきます。

続きまして、私の方から意見を言わせていただきます。今回残した方がよいと思うのが75番の森林と水プロジェクトです。私の方で、平成15年度のを単独で見るときは残さなくてもいいのかなという感じがありましたが、瀬畑委員の方で年度を跨ぐプロジェクトであることを確認いただきました。私が確認したのは、このうちの一つのファイルですので、合わせて瀬畑委員からの意見をお願いできればと思います。

(瀬畑委員)

75 番の関連のファイルで、89 番から 98 番までのファイルです。森林と書いて「もり」と読むらしいのですけれども、森林と水プロジェクトというもので、これは平成 12 年から始まっているものです。内容は、当時の田中知事が脱ダム宣言をしたことで、様々なダムの建設が中止になって、水利計画や治水計画の見直しを図るということになって、その見直しのプロジェクトの名前がこの森林と水プロジェクトというもののようです。かなり系統立てて残されていて、実際にダム建設が中止になったところだけではなく、他にも含めた県内でのそういった計画の見直しに関する一連のプロジェクトの資料となっています。脱ダム宣言の話は県内を揺るがした事件になりましたので、これについては全て不適当ということで、きちんと残した方がよいのではないかと思います。

(神戸会長)

森林と水のプロジェクトについて、御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

それでは、こちらについては廃棄不適当でよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

続きまして瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

2 件あります。73 番の地域森林計画書ですけれども、内容は千曲川上流地域森林計画書といったもので 10 年計画の第 11 期の計画書の行政資料と、前の時期の計画書の変更計画書が入っていたものですが、事務局に確認をしていただいたところ、県立図書館には入っているが、県立歴史館には入っていないということでした。これはきちんと残した方がよいものですので、県立歴史館に入れていただきたいということで、廃棄不適当としたいと思います。

(神戸会長)

何か御意見はございますでしょうか。廃棄不適当としてよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

引き続きお願いします。

(瀬畑委員)

102番のみどりの少年団連盟です。これは伊那の近くの箕輪町の中箕輪という場所に元々県営の苗畑があって、苗を育てていたらしいのですが、事業が廃止になった後の土地利用に関するものです。長野県緑の基金はみどりの少年団の森というのを運営しているのですが、結局、使っている人がほとんど地元の町の人だったため、町に渡して町営管理にするという話になって、最終的に今、箕輪町が管理しているようです。そういったやり取りが複雑にあったようで、経緯がきちんと残っています。なぜ町の管理になっているかの経緯はきちんと記録として残した方がよいのではないかとということと、いろいろなやり取りが残っているということで、これに関しては廃棄不適當ということにしたいと思います。

(神戸会長)

御意見はございますでしょうか。廃棄不適當ということよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

廃棄不適當とさせていただきます。
続きまして、依田委員お願いします。

(依田委員)

私からは76番、77番、78番の3点です。先ほどの79番と一緒に現物を皆様で確認してから判断したいと思います。

まず、76番について、環境審議会の資料や答申、議事録が綴られていて、内容としては、鳥獣保護区の指定の関係のものでした。

次の77番の鳥獣保護事業計画について、これは事業計画だけが入っており、その決定や経緯の文書が無く、事務局に確認したところ、決定の決裁は残っていないという話がありました。

それと、78番ですけれども、これは環境審議会の専門委員会の設置と、その専門委員会の委員の任命の文書に加え、国有林に鳥獣保護区を指定しようと、国への協議やそれに対する国からの回答といったものが入っていました。

これらの3点について、79番と一緒に現物確認をお願いできればと思います。

(神戸会長)

そうしましたら現物確認をお願いします。

【現物確認】

(神戸会長)

依田委員からまとめていただいてよろしいでしょうか。

(依田委員)

76番から79番までまとめて廃棄不相当とさせていただきたいと思います。理由については先ほどお話したとおりです。特に77番の事業計画については、決定の決裁文書はなくこれしか残っていないということで、廃棄不相当としたいと思います。

(神戸会長)

本日現物にさせていただきました農政部、林務部のファイルのうち、廃棄不相当との御意見のなかったファイルにつきましては、当審議会の意見を廃棄相当とさせていただくことでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

県民文化部から林務部のファイルのうち、前回と今回で現物確認をしていないファイルの中で、廃棄不相当とすべき御意見がありましたらお願いいたします。

【意見なし】

(神戸会長)

これまで廃棄不相当との御意見がなかったファイルにつきましては、当審議会の意見を廃棄相当とさせていただきます。

(事務局)

先ほど保留となったファイルについて報告させていただければと思います。

53番の農地整備課の公共事業評価結果書のファイルについてです。こちらはコンプライアンス・行政経営課で主管しており、結果書を取りまとめたものを保管しているとのことです。現物確認をしていただいた中で、新規評価シート等の監視委員会の資料については、コンプライアンス・行政経営課で保管しているとのことです。事業の個別の説明資料、パワーポイントで作成したような資料は、今回ですと農地整備課にしかないとのことです。

(神戸会長)

先ほど確認したような分かりやすい資料というのは、コンプライアンス・行政経

営課には残ってないということによろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(神戸会長)

分かりました。以上を前提としますと、53番については残していくということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

廃棄不相当ということでさせていただきます。他にございますでしょうか。伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

先ほど廃棄不相当と述べたものの中で、廃棄不相当理由が違うものがございました。70番の信濃川水系長野県域河川整備計画ですけれども、先ほど付表1の(2)アの県の計画に関するものということで申し上げましたが、こちらは基本計画のような県全体の計画ということなので、70番は付表1の(6)その他の事項のイの公共事業の実施に関する計画の中で当てはまるのではないかと思います。廃棄不相当と判断したのは、計画そのものは電子データしか残っていないということで、こちらの決裁文書を紙で残した方がよいのではないかと説明したものです。根拠については、後ほど事務局とも相談したいのですが、(6)イの中で、顕著な効果をもたらし、又は話題性に富んだ事業に関するものということで判断できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(神戸会長)

70番について、顕著な効果をもたらし、又は話題性に富んだ事業に該当するかというところですが、御意見はございますでしょうか。こちらは皆様で現物確認はしていませんよね。

(伊佐治委員)

こちらについては確認していませんね。

(神戸会長)

今御説明いただいた部分に該当し、残す必要があるということによろしいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

70 番につきましては、(6)イ(a)ということで、廃棄不適當ということで再度確認させていただきます。

そうしましたら、前回審議分につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、今回新たに用意していただいた総務部、観光スポーツ部、建設部のファイルの審議に移らせていただきます。審議の順番につきましては、これまでと同様、最初に知事の意見が廃棄不適當のファイルの審議をさせていただきます、次に今回現物確認を行ったファイルの審議としたいと思います、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

廃棄予定公文書ファイルに係る知事の意見のうち廃棄不適當とされた 8 件のファイルについて、10 分間を目途に審議を行います。廃棄適当としても問題ないのではないかなど、知事の意見と異なる御意見がございましたら、発言をお願いいたします。

事務局からお願いします。

(事務局)

現物確認のリストですと、19 番、47 番、49 番が知事の意見を廃棄不適當としているものでございます。

(神戸会長)

現物確認いただいた分を含めまして、御意見はございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

特に意見はないようですので、知事の意見のうち廃棄不適當とされたものにつきましては、全て当審議会の意見を廃棄不適當とするということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

続きまして、今回新たに現物確認を行ったファイルについて、およそ 50 分間を

目安に審議を行います。確認いただきました公文書ファイルのうち、廃棄不適当と考えるものについて御意見をお願いいたします。こちらにつきましても、御意見のなかったファイルについては、廃棄適当と判断してよいか最後に一括してお諮りしたいと思います。

それでは、名簿順に伊佐治委員からお願いいたします。

(伊佐治委員)

こちらは迷っているということで、関連があるものも含めて一括で申し上げますと8番から11番までです。それぞれ担当課は、職員課、財政課、財産活用課です。これは現物を見ていただきたいのですが、例えば、8番の職員課のものは、事務事業の見直しの中の職員住宅の見直しについて職員課が担当しているものです。次の9番については、県有施設の見直しをするということで、その施設の説明をして、その事務事業の見直しに繋げていくという話です。予算編成のときに、施設の修繕費ですとか、建て替えといったことを検討していく、その元になる資料です。そして10番がそれと関係するのですが、県有施設を修繕するに当たって優先度を評価する事務要領がついた資料になっています。10番と11番は一冊の綴りになっているものです。

事務事業の見直しということで、ソフトだけではなく、ハードの見直しも含まれているということで、その中には県民が利用する施設の見直しということで、県民の生活に大きな影響を与える内容でもあると思います。これが、5年という保存期間で廃棄されてしまうというところが少し気になった点ですが、かといって毎年見直しを行っているとする、それを移管とするのもどうかと思いました。松本市に照らし合わせますと、こういう行政改革の取組の中で組織事務事業を見直したものは、過去の経過が分かるようにということで、永年保存しています。県では過去のものは、廃棄になっているということだったので、その点が迷っているところです。

(神戸会長)

では、8番から11番について確認をお願いします。

【現物確認】

(神戸会長)

伊佐治委員からまとめをお願いします。

(伊佐治委員)

現物を確認いただきまして、8番と10番、11番については、個別のものなので、廃棄適当ということになりました。

9番の財政課の事務事業の見直しについては、付表1の(6)ア、予算、決算、財政状況等に関する公文書の中の(ア)、予算編成又は決算及びその経緯に関するものの

a、財政課で保存しているもののうち、(a)予算編成方針又は予算執行方針に関するものということで、廃棄不適当にすべきではないかという意見でした。

(神戸会長)

では、9番については、廃棄不適当ということにしたいと思います。
伊佐治委員続けてお願いします。

(伊佐治委員)

これは廃棄不適当というわけではないのですが、3番のコンプライアンス・行政経営課の外郭団体一般というものについてです。廃棄適当ということでもいいと思いますが、5年という保存期間が気になりました。というのは、14番の情報公開・法務課の公益法人報告徴収・立入検査というものがあまして、これは公益財団法人に関する県の立入検査と報告の資料になっています。こちらは保存期間が10年となっています。確かに、公益財団法人と県が出資、出捐している団体とは違うのですが、県が出資、出捐する団体についても一定の経営の透明性といったことが求められることを考えますと、こちら10年の保存が望ましいのではないかと思いますので、事務局の方でも御検討いただければと思います。以上です。

(神戸会長)

私から意見を述べさせていただきます。

まず、30番について、こちらは委員の皆様全員が現物確認を御希望されているということで、代表して確認させていただきました。北陸新幹線の整備事業費についての国と県と新潟県との負担割合の協定書及びそれに基づく支払いに関する資料になっておりました。支出に関する資料ということではありますけれども、関心の高い事業に関するものであり、支出規模の大きなものですので、廃棄不適当と判断いたしました。項目としましては、付表の支出の項目とすると廃棄のものとなってしまいますので、別表(1)で廃棄不適当とするのがよいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

廃棄不適当とさせていただきます。

続きまして、リニア関係のものでありますけれども、番号で言いますと38番から43番、それから45番から49番です。こちらにも複数の委員が現物確認を希望されているものでして、代表して確認させていただきました。今申し上げた番号は、建設促進長野県協議会と建設促進期成同盟会の総会資料や要望書の原本などが綴られているものでした。設立時からのものが全部今回確認したものにあるわけではないのかも

しれませんけれども、基本的には要望の経過などが分かるものでしたので、県民の関心の高い事業についての重要な情報ということで、別表(5)又は 付表(6)イ(f)というところで廃棄不相当と判断いたしました。いかがでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

廃棄不相当とさせていただきます。私からは以上です。
続きまして、瀬畑委員をお願いします。

(瀬畑委員)

2番の人事課の人事管理評価制度というものです。これは部長クラスの人たちの業績評価をするために、知事、副知事と面談をしているという記録です。知事、副知事への説明資料とそれに対する知事のコメントなど、そういったものが含まれており、県のその年度の施策に対して部長たちがどのような評価をして、それを知事がどう評価をしているのかということがかなり明確に出ている資料だと思います。県の仕事がよく見えるものですので、これについては廃棄不相当とし、きちんと残しておいた方がいいと思いました。

(神戸会長)

ただいまの御意見につきまして、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。廃棄不相当ということよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

では、廃棄不相当とさせていただきます。
続きましてお願いいたします。

(瀬畑委員)

5番と6番です。審議会等の設置及び運営に関する指針というものが県にあるのですが、それについて検討、見直しを行った後のその後の結果と、実際にそれが守られているかどうかを各審議会や協議会に問合せをしているという文書です。特に、指針の中で女性の委員をできる限り5割起用しましょうということが書かれており、他にもあるのですが、そういったことに対して審議会等がどのように対応したかというやり取りが詳細に残っている資料になります。今回廃棄対象として挙げられたのはこの二つですが、5番の平成25年度のは延長されていたものと思いますので、毎年同じ文書が作られている可能性が高いと思っています。これに関しては、審議会等の審議の透明化や、そもそも委員をどういう基準で選んでい

るのかといったことを含まれているので、審議会の透明性というものを確保するための資料だと思います。ですので、この二つに関しては一括して廃棄不相当とした方がよいと思います。

(神戸会長)

御意見はございますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

5番と6番は廃棄不相当とさせていただきます。

続きましてお願いします。

(瀬畑委員)

7番の意識調査です。何の調査かという、コンプライアンスに関する職員意識調査報告書というもので、県の職員に対して上司と部下の関係性の話や、最近のハラスメントの話などを含めて意識調査を行っており、その結果報告書を作るまでの過程のものが全て残っています。最終結果については、職員ポータルには載っているとのことですが、特に一般的に公表されているものではないようです。確かに内部統制の資料ですけれども、昨今ハラスメントの問題等が社会的にも深刻な問題になっているということもありますので、職員の中でどういった意識があったのかなど、このときにどのように県がそれを受け止めていたのかということ、そのデータを将来的にどのように生かしていくかということに関して、仕事の面でもこれは必要なのではという理解をしました。これについては廃棄不相当としたいと思いません。

(神戸会長)

御意見はございますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

7番についても廃棄不相当とさせていただきます。

引き続きお願いいたします。

(瀬畑委員)

23番と24番と25番です。まとめて発言します。24番と25番は同じ簿冊の中に入っており、これは長野県土地利用基本計画の変更に関する資料です。農業地域を商業地域に変えるといった類の文書が入っています。最終的な結果は県報に登載さ

れるようですけれども、こちらの文書には具体的に基本計画をどのように変更しているのか、その過程のものが書かれています。また、基本計画を変更するためには、県の総合計画審議会の土地利用事業認定部会というものがあって、その部会での審議を経なければならないようですが、実際のその部会の審議記録が含まれていました。審議会の記録も残っているということも含めて、重要な決定の変更が行われていると理解をしましたので、これは廃棄不相当としたいと考えます。

(神戸会長)

ただいまの御意見について、御質問、御意見はございますでしょうか。
依田委員お願いします。

(依田委員)

23番については私も現物を確認しました。瀬畑委員から説明があったものに加えて、リニアに関するものについてもその会議で扱っていた記録が入っていたので、廃棄不相当でいいと思います。

(神戸会長)

特に反対の御意見がないようですので、23番、24番、25番につきましては廃棄不相当とさせていただきます。
続きまして瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

次で最後です。55番と56番と57番です。こちらまとめて発言しますが、景観育成住民協定認定申請というファイルで、いわゆる景観住民協定といわれるものようです。これは、場所としては伊那の話ではあるのですが、各地で住民協議会が作られて、住民側から当時は県の地方事務所に対して認定を求めるといった申請書や同意書の類のものが含まれています。どうも長野県では他の県と比べて住民協定が突出して多いようだけれども、住民側が自分の地域をどのように形作ろうとしてきたか、景観を守ろうとしてきたかという、かなり県民性が如実に現れるようなものでもあり、地域の記録でもあると思います。いろんな地域のものが含まれておりますので、この三つに関しては一括して廃棄不相当とさせていただきたいと思えます。また、今回廃棄対象として、松本と北信地域だと思えますが、他の地域でも同じ内容のものが出てきていると理解をしておりますので、関係するものは一括して廃棄不相当にしてほしいと思えます。

(神戸会長)

御質問、御意見はありますか。

【異議なし】

(神戸会長)

55 番、56 番、57 番につきましては廃棄不相当とさせていただき、先ほど御意見がありましたように、松本と北信以外の他の地域の同様の公文書につきまして廃棄不相当とさせていただきたいと思います。

続きまして、依田委員お願いします。

(依田委員)

私からまず、50 番の佐久都市計画区域マスタープランというものです。県の都市計画マスタープランというものがあり、その佐久版のもので、その計画変更の文書です。県の全体のマスタープランとの違いと、地域のこういったプランのイメージがよく分からなかったなので、皆様に現物を確認していただき、判断したいと思います。

(神戸会長)

50 番につきまして、現物確認をお願いします。

【現物確認】

(神戸会長)

依田委員からまとめをお願いします。

(依田委員)

50 番について皆様に確認してもらったところ、他の圏域のものも含めて、廃棄不相当としていただきたいと思います。

(神戸会長)

50 番とそれと同様の文書について、廃棄不相当とさせていただきます。
引き続き依田委員お願いします。

(依田委員)

52 番、53 番で、東日本大震災関係の文書です。内容としては、被災者に長野県の住宅を提供しようというものです。52 番が平成 23 年 3 月からのものが入っているので、震災直後のもの、54 番が平成 27 年からのもが入っているもので、全体としては平成 22 年度のものから平成 27 年度ぐらいまでのものが二つに分かれています。東日本大震災関係でなければ廃棄で問題ないですが、東日本大震災のものは重要な政策事項として、原則移管と規定されているものです。どこまで移管するかという話で、内容としては大きなことではないので、現物を見て判断していただきたいと思います。

(神戸会長)

現物確認をお願いいたします。

【現物確認】

(神戸会長)

依田委員からまとめをお願いします。

(依田委員)

52 番、53 番は、東日本大震災関連のもので、長野県の住宅、宿舎の提供にかかる県の実績も入っておりますので、二点とも廃棄不相当としたいと思います。

(神戸会長)

52 番、53 番につきましては廃棄不相当とさせていただきます。

続きまして依田委員からございますでしょうか。

(依田委員)

以上です。

(神戸会長)

伊佐治委員をお願いします。

(伊佐治委員)

一つ意見を言い忘れておりましたので申し上げます。27 番の建設部の二つの部署が共通して行っているのですが、先ほど出てきました公共事業評価の結果への意見というもので、長野県公共事業評価監視委員会の平成 30 年度の第 1 回目から第 4 回目の議事録がきれいに冊子になったものが綴られています。こちらも先ほどのものと同様、公共事業評価に関するものということで、廃棄不相当としてはいかがかと思えます。

先ほどの農政部の公共事業評価結果書は、廃棄不相当ということでもよろしかったでしょうか。

(神戸会長)

コンプライアンス・行政経営課で全体結果はまとめているとのことですが、まとめていない資料が含まれているものでしたので、残すということになりました。

(伊佐治委員)

こちらは、全体の議事録ということで、公共事業評価監視委員会の記録が丁寧に

残されているものですので、廃棄不適当とすべきだと思います。

(神戸会長)

公共事業評価の議事録ということですが、御意見はございますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

特に反対の御意見がありませんので、27番については廃棄不適当とさせていただきます。

他に、廃棄不適当の御意見はございますでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

本日御意見いただきました分につきましては、当審議会の意見を廃棄不適当とさせていただきます。

続きまして、本日現物確認していただきましたファイルのうち、これまで廃棄不適当との御意見がなかったファイルにつきましては、当審議会の意見を廃棄適当としてよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

最後に、総務部から建設部のファイルについて、本日現物確認をしていないその他のファイルの中で廃棄不適当とする御意見がございましたらお願いしたいと思います。

【意見なし】

(神戸会長)

これまで廃棄不適当との御意見のなかったファイルにつきましては、当審議会の意見を廃棄適当とさせていただきます。よろしいでしょうか。

【異議なし】

(2) その他

(神戸会長)

引き続きまして、会議事項の(2)その他ということで、委員の皆様から御意見御

質問等があれば御発言をお願いします。

【意見なし】

(神戸会長)

続いて事務局からお願いします。

(事務局)

- ◇ 審議結果について報告。前回の第 21 回の結果は廃棄不相当 75 件。
- ◇ 今回の廃棄審議の結果については、同名ファイルを含め、改めて集計を行い、報告させていただく。
- ◇ 参考資料について説明。参考資料 1 は、昨年度末に保存期間が満了し、保存期間満了時の措置に基づき移管した文書の一覧。参考資料 2 は、昨年 3 月の審議会において報告した移管と延長の状況についての個別の公文書ファイルの一覧。
- ◇ 次回の審議会日程は、令和 7 年 2 月 7 日（金）。場所は長野合同庁舎を予定。
- ◇ 次々回の審議会日程は、令和 7 年 3 月 6 日（木）。オンラインでの開催を予定。

(神戸会長)

委員の皆様から御意見等はありませんでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

以上で本日の審議は終了となります。長時間ありがとうございました。

3 閉会

以上のとおり議事録を確定する。

令和 7 年 5 月 21 日

長野県公文書審議会 会長